

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全企画課) 第15条 略 (1)～(6) 略 (7) <u>酩酊者</u>、<u>行方不明者</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 (8)～(18) 略</p>	<p>(生活安全企画課) 第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>酩酊者</u>、<u>家出人</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 (8)～(18) 略</p>
<p>(課長等) 第37条 略 2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、<u>鑑識課</u>、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。 3 略</p>	<p>(課長等) 第37条 略 2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、<u>捜査第一課</u>、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。 3 略</p>
<p>(室長等) 第38条 課に附置された室、隊、少年サポートセンター及び運転免許センター（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>事務職員</u>をもって充てる。 2・3 略</p>	<p>(室長等) 第38条 課に附置された室、隊、少年サポートセンター及び運転免許センター（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>副参事</u>の職を占める者をもって充てる。 2・3 略</p>
<p>(監察官) 第39条 警務部に、監察官<u>3人</u>を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2・3 略</p>	<p>(監察官) 第39条 警務部に、監察官<u>2人</u>を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第37条第2項の改正規定は同年3月25日から施行する。